

# 伊 勢 市 公 報

第 331 号  
令和元年 8 月 20 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市障害者計画等策定業務受託者選定委員会規則	2
○ 伊勢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	5
<b>告 示</b>	
○ 指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定について	18
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係 ・ 定時登録日の変更について	20
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	21
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	22
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	23
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	24
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	25
○ 公示送達	26
○ 公示送達	27
○ 伊勢都市計画の変更に係る案の縦覧について	30

伊勢市障害者計画等策定業務受託者選定委員会規則をここに公布する。

令和元年 8 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第7号

### 伊勢市障害者計画等策定業務受託者選定委員会規則

#### (設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市第2期障害者計画及び伊勢市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市障害者計画等策定業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

#### (委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

#### (会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

#### (委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 8 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第8号

### 伊勢市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市老人福祉法施行細則（平成17年伊勢市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「については措置台帳（在宅被措置者用）（様式第3号）を、法」を「及び法」に、「（以下「被措置者」という。）については措置決定調書兼措置台帳（様式第4号）」を「について措置に係る台帳」に改め、同条第2項第1号中「（様式第5号）」を削り、同項第2号中「（様式第6号）」を削り、同項第3号中「（様式第7号）」を削り、同項第4号を削り、同項第5号中「（様式第9号）」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号中「（様式第10号）」を削り、同号を同項第5号とし、同項第7号中「（様式第11号）」を削り、同号を同項第6号とする。

第7条中「様式第12号」を「様式第3号」に、「様式第13号」を「様式第4号」に、「様式第14号」を「様式第5号」に、「被措置者」を「同項の規定により措置した者（以下「被措置者」という。）」に改める。

第8条第1項中「様式第15号」を「様式第6号」に改め、同条第2項中「を受けたときは、申出者を養護受託者とするについて審査を行い」を「があったときは、その内容を審査し」に、「様式第16号」を「様式第7号」に、「様式第17号」を「様式第8号」に改める。

第9条第1項中「様式第18号」を「様式第9号」に、「様式第19号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第20号」を「様式第11号」に、「入所若しくは養護を受託する旨又は受託できない旨」を「受託の可否」に改め、同条第3項中「様式第21号」を「様式第12号」に改め、同条第4項中「様式第22号」を「様式第13号」に改め、同条第5項中「様式第23号」を「様式第14号」に、「様式第24号」を「様式第15号」に改める。

第10条第1項中「様式第25号」を「様式第16号」に改め、同条第2項中

「様式第26号」を「様式第17号」に、「を受諾する旨又は受諾できない旨」を「の受諾の可否」に改める。

第12条第1項中「様式第27号」を「様式第18号」に改める。

第13条中「様式第28号」を「様式第19号」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

老人ホーム入所措置等申出書

年 月 日

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり、老人ホームへの入所措置等についての申出をします。

入所等希望者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏 名		性 別	男 ・ 女	
	居住地 (現在住んでいるところ)				
		建物名・部屋番号等			
	電話番号（日中連絡先）	— —			
※申出者	フリガナ		続 柄		
	氏 名				
	住 所				
		建物名・部屋番号等			
電話番号（日中連絡先）	— —				
入所を必要とする理由					

添付書類 ①住民票 ②診断書

※ 申出者の欄は、入所等希望者が申出をする場合は、記入不要です。代理人が申出をする場合は、記入してください。



老人ホーム入所等判定審査票

1 基本情報

No. 1

フリガナ 氏名	年 月 日生(満 歳)	男・女		
住所				
1 障がいの状況				
障がい名及び等級（ ）				
2 介護保険の状況				
(1) 介護度 未申請 非該当 要支援( 1 2 ) 要介護( 1 2 3 4 5 ) 認定の有効期間( 年 月 日～ 年 月 日 )				
(2) サービス利用状況	利用サービス	利用頻度	利用事業所	備考
3 入所希望理由				

2 審査項目

1 身体及び日常生活動作の状況				
(1) 身体状況			(2) 日常生活動作の状況	
ア 身長	cm		ア 歩行	ア 自分で可 イ 一部介助 ウ 全介助
イ 体重	kg		イ 排泄	ア 自分で可 イ 一部介助 ウ 全介助
ウ 視力	ア 普通	イ 弱視 ウ 全盲	ウ 食事	ア 自分で可 イ 一部介助 ウ 全介助
エ 聴力	ア 普通	イ やや難聴 ウ 難聴	エ 入浴	ア 自分で可 イ 一部介助 ウ 全介助
オ 言葉	ア 普通	イ 少し不自由 ウ 不自由	オ 着脱衣	ア 自分で可 イ 一部介助 ウ 全介助
カ 褥瘡	ア 無	イ 有(程度 )		
キ おむつ使用	ア 無	イ 有(昼夜・夜のみ)		
2 健康状態				



養護老人ホームへ入所の可否		
1 身体及び日常生活動作の状況による判定	可	
	否	理由：
	保留	理由：
2 健康状態による判定	可	
	否	理由：
	保留	理由：
3 精神状況による判定	可	
	否	理由：
	保留	理由：
4 家族及び住居の状況による判定	可	
	否	理由：
	保留	理由：
5 経済的状況による判定	可	
	否	理由：
	保留	理由：
総合判定	対象	
	対象外	理由：
	保留	理由：
判定結果報告		
<p>上記の者に対する判定結果を次のとおり報告します。</p> <p>_____</p> <p>年 月 日 老人ホーム入所判定委員会委員長</p> <p>(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長</p>		

様式第3号から様式第11号までを削る。

様式第12号中「措置者氏名」を「被措置者氏名」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第13号を様式第4号とし、様式第14号を様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

（表）

養護受託者申出書

年 月 日

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

老人福祉法第11条第1項第3号に規定する養護受託者になりたいので、老人福祉法施行規則第1条の7の規定により申し出ます。

申出者の状況	氏名				生年月日		
	住所				性別		
					電話番号		
	勤務先				職業		
健康状態				同居の家族(現在持病を有する者について記入) 氏名 病名			
家族の状況	同居の家族	氏名	生年月日	続柄	性別	職業	健康状態
	不在者						

(裏)

養護受託を希望する理由		
養護老人に対する希望		
その他 〔社会福祉事業の経歴等〕		
住居の状況	自家・借家・間借・アパート その他 敷地 $m^2$ 床面積 $m^2$ (平屋・2階) 部屋数 畳室・畳室・畳室	住居平面図 〔老人に充てる部屋には斜線を施すこと。〕
	主として老人に充てる部屋 専用・共有(共有者 ) 階 畳 環境	
資産及び負債	資産(土地、家屋等について記入)	負債
世帯の収入状況	収入	支出
	本人 年 円 家族 年 円	円

様式第15号を削り、様式第16号を様式第7号とし、様式第17号を様式第8号とし、様式第18号を様式第9号とする。

様式第19号中「被措置者氏名」を「要措置者氏名」に、「被措置者住所」を「要措置者住所」に、「伊勢市長あて」を「伊勢市長宛て」に改め、同様式を様式第10号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 号  
年 月 日

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

施 設 名

施 設 長

印

（養護受託者）

入所（養護）受諾（不承諾）書

年 月 日付け 第 号で依頼のあったことについて、下記のとおり回答します。

記

1 次のとおり入所（養護）を受託します。

- (1) 要措置者氏名 男・女 年 月 日生
- (2) 要措置者住所
- (3) 措置開始予定日 年 月 日

2 次の事由により受託できません。

（事由）



様式第20号を削る。

様式第21号中「措置費については、所定の手続によって全額当方が負担  
します。」を削り、同様式を様式第12号とする。

様式第22号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第23号を様式第14号とし、様式第24号を様式第15号とし、様式第25  
号を様式第16号とする。

様式第26号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第27号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第28号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を様式第19号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 伊勢市告示第45号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により、次のとおり告示します。

令和元年8月8日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

- 1 事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
名称 株式会社 ワークスジャパン  
所在地 伊勢市本町2番4号
- 2 事業所の名称及び所在地  
名称 あしたば  
所在地 伊勢市小俣町本町411番地
- 3 指定の年月日  
令和元年8月1日
- 4 指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の種類  
計画相談支援  
障害児相談支援

5 事業の主たる対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者及び障害児

6 事業所番号

特定相談支援 2430800967

障害児相談支援 2470800232

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、同法第 22 条第 1 項本文に規定する選挙人名簿の登録の日を次のとおり変更します。

令和元年 8 月 6 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 登録日 令和元年 9 月 2 日

伊勢市農業委員会告示第5号

伊勢市農業委員会第164回総会を次のとおり招集します。

令和元年8月9日

伊勢市農業委員会  
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和元年8月16日(金)午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市役所 御園総合支所 2-4会議室
- 3 付議すべき事項
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 伊勢市農用地利用集積計画について(農林水産課提案)

伊勢市上下水道事業告示第8号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和元年8月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	指定年月日
382	株式会社 松尾住設	四日市市尾平町 2943 番地 7	令和元年8月9日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和元年8月13日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
416	株式会社 松尾住設	四日市市尾平町2943 番地7	令和元年8月9日

## 伊勢市上下水道事業告示第 10 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和元年 8 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和元年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日  
令和元年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域  
古市町、中之町及び勢田町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 伊勢市大湊町 1126 番地  
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式



伊勢市公告第 20 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 8 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び配当金等充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年 8 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 22 号

公 示 送 達

下記の者の令和元年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略





伊勢市公告第 23 号

伊勢都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

また、当該都市計画の変更に係る素案は、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和元年 8 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公聴会の開催日時及び場所

令和元年 9 月 12 日（木）午後 7 時から

伊勢市役所 東館 4 階 4－3 会議室

2 公聴会において意見を聴こうとする案

伊勢都市計画第一種市街地再開発事業の変更素案

伊勢都市計画高度利用地区の変更素案

3 申出の方法

公聴会で意見を述べようとする方は、別に定める都市計画案意見申出書により申し出てください。

4 公述人の資格

伊勢都市計画道路の変更素案に係る地域の住民の方、土地所有者その他の利害関係人

5 意見申出書の提出期限

令和元年 8 月 29 日（木）（郵送の場合は、当日消印のあるものは有効とします。）

## 6 公述人の選定

意見申出書を提出された方の中から市長が指定し、本人に通知します。

なお、同様の要旨について意見申出書の提出があった場合は、人数を制限して指定いたします。

## 7 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望される方は、公聴会の当日、直接会場へお越しください。ただし、会場が満員になったときは、入場をお断りする場合があります。

## 8 公聴会の中止

意見申出書の提出期限までに、公述の申出がない場合は公聴会を中止します。

## 9 都市計画の素案の縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課、二見総合支所生活福祉課、小俣総合支所生活福祉課、御菌総合支所生活福祉課、伊勢市立伊勢図書館及び伊勢市立小俣図書館

## 10 都市計画の素案の縦覧期間

自 令和元年8月15日（木）

至 令和元年8月29日（木）

## 11 その他

この公告に定めるもののほか、公聴会の運営等については、伊勢市都市計画公聴会規則（平成17年伊勢市規則第135号）の規定によります。

## 12 意見申出書の提出先及び問合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591